

デジタル庁
令第二十号
○
総務省

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第八号の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年九月二十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 松本 剛明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重

傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

百五十五 市町村長	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて第百五十七条で定めるもの	〔略〕	〔略〕
-----------	--	-----	-----

第三条 前条の表一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第三十八条の全国健康保険協会が管掌する健康保険（次条において「全国健康保険協会管掌健康保険」という。）の被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務（次条第十七号に掲げる事務を除く。） 次に掲げる情報

〔イ〕ニ 略

ホ 当該届出に係る被扶養者に係る雇用保険法第十条第一項の失業等給付又は同法第六十一条の六第二項の育児休業給付の支給に関する情報（以下「失業等給付関係情報」という。）

〔二〕略

第四十四条 第二条の表四十二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 生活保護法第十九条第一項の保護の実施に関する事務 同法第六条第二項の要保護者又は同条第一項の被保護者であつた者（以下この条において「要保護者等」という。）に係る次に掲げる情報

〔イ〕ソ 略

ツ 児童手当法第八条第一項（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は旧特例給付の支給に関する情報

〔ネ〕ケ 略

〔二〕六 略

第百八条 第二条の表百六の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報

百五十五 市町村長	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて第百五十七条で定めるもの	〔同上〕	〔同上〕
-----------	---	------	------

第三条 〔同上〕

一 〔同上〕

〔イ〕ニ 同上

ホ 当該届出に係る被扶養者に係る雇用保険法第十条第一項の失業等給付又は同法第六十一条の六第一項の育児休業給付の支給に関する情報（以下「失業等給付関係情報」という。）

〔二〕同上

第四十四条 〔同上〕

一 〔同上〕

〔イ〕ソ 同上

ツ 児童手当法第八条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付の支給に関する情報

〔ネ〕ケ 同上

〔二〕六 同上

第百八条 〔同上〕

は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 児童手当法第七条第一項（同法第十七条第一項（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合及び旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は旧特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

【イ〜ニ 略】

二 児童手当法第七条第二項の児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求に係る施設等受給資格者（同項の施設等受給資格者をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は施設入所等児童（同法第四条第一項第四号に規定する施設入所等児童をいい、国若しくは地方公共団体である施設等受給資格者に委託され、又は当該国若しくは地方公共団体である施設等受給資格者に係る障害児入所施設等（同号の障害児入所施設等をいう。）に入所している者に限る。次号において同じ。）に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

三 児童手当法第九条第一項（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は旧特例給付の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

【イ・ロ 略】

ハ 当該請求に係る一般受給資格者、施設等受給資格者又は施設入所等児童に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

四 児童手当法第十二条第一項（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の未支払の児童手当又は旧特例給付の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求に係る児童（同法第四条第一項第一号に規定する児童をいう。）であった者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

五 児童手当法第十二条第二項の未支払の児童手当の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求に係る施設入所等児童（同法第四条第一項第四号に規定する施設入所等児童をいう。）であった者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

六 児童手当法第二十六条（同条第二項を除く。）の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

第百九条 第二条の表百七の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 児童手当法第七条第一項（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）又は第二項の児童手当又は旧特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求に係る一般受給資格者又は施設等受給資格者に係る年金給付関係情報

二 児童手当法第九条第一項（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は旧特例給付の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務

一 児童手当法第七条第一項（同法第十七条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二条第四項において適用し、又は準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

【イ〜ニ 同上】

二 児童手当法第七条第二項の児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求に係る施設等受給資格者（同項の施設等受給資格者をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は中学校修了前の施設入所等児童（同法第四条第一項第四号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいい、国若しくは地方公共団体である施設等受給資格者に委託され、又は当該国若しくは地方公共団体である施設等受給資格者に係る障害児入所施設等（同号の障害児入所施設等をいう。）に入所している者に限る。次号において同じ。）に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

三 児童手当法第九条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

【イ・ロ 同上】

ハ 当該請求に係る一般受給資格者、施設等受給資格者又は中学校修了前の施設入所等児童に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

四 児童手当法第十二条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の未支払の児童手当又は特例給付の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求に係る中学校修了前の児童（同法第四条第一項第一号に規定する中学校修了前の児童をいう。）であった者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

五 児童手当法第十二条第二項の未支払の児童手当の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求に係る中学校修了前の施設入所等児童（同法第四条第一項第四号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう。）であった者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

六 児童手当法第二十六条（同条第二項を除き、同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

第百九条 「同上」

一 児童手当法第七条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）又は第二項の児童手当又は特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求に係る一般受給資格者又は施設等受給資格者に係る年金給付関係情報

二 児童手当法第九条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求に係る

当該請求に係る一般受給資格者又は施設等受給資格者に係る年金給付関係情報

三 児童手当法第二十六条（同条第二項を除き、旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る一般受給資格者又は施設等受給資格者に係る年金給付関係情報

第百十二条 第二条の表百十の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 雇用保険法第十条の第三項（同法第六十一条の六第五項において準用する場合を含む。）の未支給の失業等給付又は育児休業等給付の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該請求を行う者及び死亡した当該請求に係る未支給の失業等給付又は育児休業等給付の支給を受けるべき者に係る戸籍関係情報

ロ 当該請求を行う者又は死亡した当該請求に係る未支給の失業等給付若しくは育児休業等給付の支給を受けるべき者に係る住民票に記載された住民票関係情報

〔二略〕

第百十四条 第二条の表百十二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 雇用保険法第六十一条の六第一項の育児休業等給付の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

〔イ〜ハ略〕

二 雇用保険法第六十一条の六第一項の育児休業等給付の支給に関する事務 当該支給を受けようとする者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第百二十七条 第二条の表百二十五の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項及び第三項の支援給付の支給の実施、平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付の支給の実施並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給の実施に関する事務

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項及び第三項の支援給付、平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受け

る一般受給資格者又は施設等受給資格者に係る年金給付関係情報

三 児童手当法第二十六条（同条第二項を除き、同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る一般受給資格者又は施設等受給資格者に係る年金給付関係情報

第百十二条 〔同上〕

一 雇用保険法第十条の第三項（同法第六十一条の六第二項において準用する場合を含む。）の未支給の失業等給付又は育児休業等給付の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該請求を行う者及び死亡した当該請求に係る未支給の失業等給付又は育児休業等給付の支給を受けるべき者に係る戸籍関係情報

ロ 当該請求を行う者又は死亡した当該請求に係る未支給の失業等給付若しくは育児休業等給付の支給を受けるべき者に係る住民票に記載された住民票関係情報

〔二 同上〕

第百十四条 〔同上〕

一 雇用保険法第六十一条の六第一項の育児休業等給付の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

〔イ〜ハ 同上〕

二 雇用保険法第六十一条の六第一項の育児休業等給付の支給に関する事務 当該支給を受けようとする者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第百二十七条 〔同上〕

一 〔同上〕

ていた者（以下この条において「要支援者等」という。）に係る次に掲げる情報

〔イ〕ソ 略〕

ツ 児童手当法第八条第一項（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は旧特例給付の支給に関する情報

〔ネ〕ケ 略〕

〔二〕六 略〕

第四百三十三条 第二条の表百四十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 独立行政法人日本学生支援機構法第十四条第一項の学資貸与金の貸与又は同法第十七条の
- 二 第一項の学資支給金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

〔イ〕リ 略〕

又 学資金申請者の生計を維持する者に係る児童手当法第八条第一項（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は旧特例給付の支給に関する情報

〔二〕六 略〕

第五百七十七条 第二条の表百五十五の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 子ども・子育て支援法第十条の九第一項の妊婦給付認定（同法第十条の九第二項に規定する妊婦給付認定をいう。次号において同じ。）の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る妊婦に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
- 二 子ども・子育て支援法第十条の十の妊婦給付認定の取消しに関する事務 当該取消しに係る妊婦給付認定者（同条に規定する妊婦給付認定者をいう。次号及び第四号において同じ。）に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
- 三 子ども・子育て支援法第十条の十二第一項の妊婦支援給付金の支給に関する事務 当該支給に係る妊婦給付認定者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
- 四 子ども・子育て支援法第十条の十三第一項の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る妊婦給付認定者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
- 五 略〕
- 六 略〕
- 七 子ども・子育て支援法第二十三条第一項の教育・保育給付認定の変更の認定に関する事務 第五号に掲げる情報
- 八 子ども・子育て支援法第二十三条第四項の職権による教育・保育給付認定の変更の認定に関する事務 第五号に掲げる情報
- 九 子ども・子育て支援法第二十四条第一項の教育・保育給付認定の取消しに関する事務 第五号に掲げる情報

〔イ〕ソ 同上〕

ツ 児童手当法第八条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は旧特例給付の支給に関する情報

〔ネ〕ケ 同上〕

〔二〕六 同上〕

第四百三十三条 〔同上〕

一 〔同上〕

〔イ〕リ 同上〕

又 学資金申請者の生計を維持する者に係る児童手当法第八条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は旧特例給付の支給に関する情報

〔二〕六 同上〕

第五百七十七条 〔同上〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

一 〔同上〕

二 〔同上〕

三 子ども・子育て支援法第二十三条第一項の教育・保育給付認定の変更の認定に関する事務 第一号に掲げる情報

四 子ども・子育て支援法第二十三条第四項の職権による教育・保育給付認定の変更の認定に関する事務 第一号に掲げる情報

五 子ども・子育て支援法第二十四条第一項の教育・保育給付認定の取消しに関する事務 第一号に掲げる情報

<p>第百六十三条 第二条の表百六十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>一 昭和二十九年社発第三百八十二号通知に基づく外国人であつて生活に困窮する者に係る生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行ふ保護の実施に関する事務 生活に困窮する外国人であつて同法第六条第二項の要保護者又は同条第一項の被保護者であつた者に準ずる者（以下この条において「要保護者等に準ずる者」という。）に係る次に掲げる情報</p> <p>〔イ〕ソ 略</p> <p>ツ 児童手当法第八条第一項（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は旧特例給付の支給に関する情報</p> <p>〔ネ〕ケ 略</p> <p>〔二〕六 略</p>	<p>第百六十三条 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>〔イ〕ソ 同上</p> <p>ツ 児童手当法第八条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付の支給に関する情報</p> <p>〔ネ〕ケ 同上</p> <p>〔二〕六 同上</p>
<p>第百六十三条 第二条の表百六十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>一 昭和二十九年社発第三百八十二号通知に基づく外国人であつて生活に困窮する者に係る生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行ふ保護の実施に関する事務 生活に困窮する外国人であつて同法第六条第二項の要保護者又は同条第一項の被保護者であつた者に準ずる者（以下この条において「要保護者等に準ずる者」という。）に係る次に掲げる情報</p> <p>〔イ〕ソ 略</p> <p>ツ 児童手当法第八条第一項（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は旧特例給付の支給に関する情報</p> <p>〔ネ〕ケ 略</p> <p>〔二〕六 略</p>	<p>第百六十三条 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>〔イ〕ソ 同上</p> <p>ツ 児童手当法第八条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付の支給に関する情報</p> <p>〔ネ〕ケ 同上</p> <p>〔二〕六 同上</p>
<p>第百六十三条 第二条の表百六十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>一 昭和二十九年社発第三百八十二号通知に基づく外国人であつて生活に困窮する者に係る生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行ふ保護の実施に関する事務 生活に困窮する外国人であつて同法第六条第二項の要保護者又は同条第一項の被保護者であつた者に準ずる者（以下この条において「要保護者等に準ずる者」という。）に係る次に掲げる情報</p> <p>〔イ〕ソ 略</p> <p>ツ 児童手当法第八条第一項（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は旧特例給付の支給に関する情報</p> <p>〔ネ〕ケ 略</p> <p>〔二〕六 略</p>	<p>第百六十三条 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>〔イ〕ソ 同上</p> <p>ツ 児童手当法第八条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付の支給に関する情報</p> <p>〔ネ〕ケ 同上</p> <p>〔二〕六 同上</p>
<p>第百六十三条 第二条の表百六十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>一 昭和二十九年社発第三百八十二号通知に基づく外国人であつて生活に困窮する者に係る生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行ふ保護の実施に関する事務 生活に困窮する外国人であつて同法第六条第二項の要保護者又は同条第一項の被保護者であつた者に準ずる者（以下この条において「要保護者等に準ずる者」という。）に係る次に掲げる情報</p> <p>〔イ〕ソ 略</p> <p>ツ 児童手当法第八条第一項（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は旧特例給付の支給に関する情報</p> <p>〔ネ〕ケ 略</p> <p>〔二〕六 略</p>	<p>第百六十三条 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>〔イ〕ソ 同上</p> <p>ツ 児童手当法第八条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付の支給に関する情報</p> <p>〔ネ〕ケ 同上</p> <p>〔二〕六 同上</p>
<p>第百六十三条 第二条の表百六十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>一 昭和二十九年社発第三百八十二号通知に基づく外国人であつて生活に困窮する者に係る生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行ふ保護の実施に関する事務 生活に困窮する外国人であつて同法第六条第二項の要保護者又は同条第一項の被保護者であつた者に準ずる者（以下この条において「要保護者等に準ずる者」という。）に係る次に掲げる情報</p> <p>〔イ〕ソ 略</p> <p>ツ 児童手当法第八条第一項（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は旧特例給付の支給に関する情報</p> <p>〔ネ〕ケ 略</p> <p>〔二〕六 略</p>	<p>第百六十三条 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>〔イ〕ソ 同上</p> <p>ツ 児童手当法第八条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付の支給に関する情報</p> <p>〔ネ〕ケ 同上</p> <p>〔二〕六 同上</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この命令は、令和六年十月一日から施行する。ただし、第二条の表百十の項、百十二の項及び百五十五の項、第三条、第一百十二条、第一百十四条並びに第一百五十七条の改正規定は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。